



## ご挨拶

### 木曾法人会長 大沢 謙一



会員の皆様、ならびに河原木曾税務署長様、河合統括国税調査官様、菅沼上席国税調査官様、降旗長野県中信県税事務所長様、大畑県議会議員様をはじめ関係諸機関の皆様、新型コロナが猛威を振るう中、令和3年度の新しい年度を迎えることができました。これも、皆様のお力添えがあってこそそのものと、深く感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

今年は、2年振りに、例年の形式で総会を挙行しました。一つにはやはり人と人がじかにつながるといことが大事であると考えました。やはり、オンラインでつながるのとは、臨場感、場の空気、雰囲気は全く異なり、それを五感で感じられました。出席会員の皆様にじかに感じ取ることができて、連帯する上で、これはとても大事なことなのだと思います。私は、法人会の必要性は何だろう。価値は何処にあるのだろうと良く考えます。自分なりに思ったことですが、経営者は孤独だなーとつくづく思います。そんな時、同じ経営者の仲間がいるということは支えになります。しかも、同業者の集まりではなく、異業種の経営者の集まりです。製造業、建設業、造り酒屋、商店、飲食店、薬局、観光業、伝統工芸者などなど様々な業界の仲間です。必然、視野が広がります。おんなじ木曾の地において、同じように会社、商店の発展を望み目指している集団です。例えば、今放映している、NHK大河ドラマ『晴天を衝け』の幕末の渋沢栄一、喜作、尾高新五郎たちは、同じ血洗島村の幼馴染の仲間です。他方、西郷隆盛、大久保一蔵、五代友厚たちも、鹿児島は薩摩藩下級武士の近所の幼馴染の仲間です。人と人が織りなす物語は、人と人が志を同じくする仲間を作り、未だ見たことのない世界を見出し、切磋琢磨していく、ともに成長を遂げ

ていくというものです。私たち木曾法人会は、会員数こそ331ほどの、長野県で一番小さい法人会です。でも、みんな日々、地元を思いを馳せ、木曾を何とかせにゃならん、自分の事業を何とかせにゃならんと思ひ、日々仕事に励んでいます。それに会員間の意思疎通も他の法人会に比べとても良いと思います。皆近所の知り合いのような雰囲気です。

先ほども述べましたが、社長や商店主は日々、人のこと、お金の工面、事業承継者のことなどで悩みは尽きません。でも私たちには素晴らしい仲間がいます。

税を中心とした会ではありますが、私にとっては、様々な場面でヒントを頂いたり、助言も頂いたり、時には戒められる様な苦言を頂いたり。今日ここまでやって来られたのも、法人会の素晴らしい仲間がいてくれたからだとありがたく思っています。

いま、コロナのパンデミックで、世の中は恐怖で煽られています。商機はこの様に変化する時に訪れるものだという事を心に刻み、ピンチをチャンスに変える経営で、逞しく羽ばたいていただきたいと心から願います。

最後に、ここに、木曾法人会と関係者並びに会員の皆さんの、ご健勝とご発展を祈念し、ご挨拶いたします。



## 木曾法人会通常総会 祝 辞

木曾税務署長 河原 知之



一般社団法人木曾法人会の第9回通常総会が盛大に開催され、全ての議事が滞りなく可決承認されましたことを心からお慶び申し上げますとともに、一言お祝いの言葉を申し上げます。

木曾法人会の皆様には、税務行政に対しまして、日頃から深いご理解と多大なご協力を賜っており、本席をお借りして厚くお礼申し上げます。

また、この度の役員改選により、退任されました役員の皆様におかれましては、多年にわたり法人会の発展に貢献され、心より敬意と感謝を申し上げます次第であります。

そして、新たに役員に選任された皆様におかれましては、今後、法人会活動の更なる充実に一層お力添えをいただきますようお願い申し上げます。

木曾法人会におかれましては、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組まれ、申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な運営にとって、欠くことのできない大きな役割を果たしておられます。

また、税に関する各種研修会の開催や「自主点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンスの向上への取組などを通じ、会員の積極的な自己啓発を支援し、企業の健全な発展に貢献されておられます。

更に、租税教育につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえ、社会・経済活動の制限を受ける中においても、教育関係機関へご配慮いただきながら、青年部を中心に租税教室へ多くの講師派遣をされているほか、「税に関する絵はがきコンクール」につきましても、女性部を中心に開催していただいております。

小学生から税について関心を高め、その後、中学、高校、大学と成長していく中で、社会や国を支える税の意義や役割を理解することは極めて重要なことであり、税務行政に携わる私どもといたしましては、大変心強く感じております。

さて、令和5年10月1日から導入される消費税のインボイス制度につきましては、本年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

インボイス制度の円滑な導入に向け、事業者の皆様には制度の理解を深めていただけるよう、法人会の皆様と連携しながら周知・広報などに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

法人会には、従来から国税当局と良好な連携・協調関係を築いていただいているところであり、皆様には税務行政の良き理解者としてご尽力いただいていることは、私どもが税務行政を運営していく上で、非常に大きな支えとなっております。誠に心強く感じている次第であります。

今度とも、皆様と一層の連携・協調を図り、積極的な情報提供を行うなど円滑な税務行政の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人木曾法人会並びに会員の皆様の多年にわたるご功績に、改めて敬意を表しますとともに、本日ご臨席の皆様のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。



祝辞を述べられる河原税務署長  
6月3日 木曾町文化交流センター

# 例年通りではなく 規模縮小して行いました

6月3日 第9回通常総会開催される

令和3年度第9回通常総会が6月3日木曾町文化交流センターにて開催されました。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながらの開催となりました。

令和2年度財務諸表、令和4年度税制改正要望事項の承認、令和3年度事業計画書並びに収支予算書、令和2年度公益目的支出計画実施報告書の報告がされました。本年度は役員改選の年であり会長以下理事20名、監事2名の役員就任が可決承認されました。(退任役員5名・新任役員5名)

総会の途中で開催された、新理事会において、会長(代表理事)に大沢 謙一氏(重任)、副会長(業務執行理事)に千村 孝男氏(重任)・砂山 千春氏(重任)・野原 廣平氏(重任)・青木 孝尚氏(新任)・田口 直幸氏(重任)が選任され、通常総会は無事終了しました。

総会終了後には毎年恒例の懇親会を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の為、中止となりました。

## 【令和3年度基本方針】

- 納税意識の高揚と租税教育活動の推進
- 税制改正提言活動ならびにe-Taxの普及推進
- 企業経営の健全発展と地域社会貢献活動事業の推進

新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら各事業に取り組んでまいります。

## 【主な事業計画】

- ① 税の研修事業・講演会等経営支援事業の実施
- ② ブロック別税務研修会等の実施
- ③ 支部活動・青年部女性部活動を通しての会員増強の推進
- ④ 税制改正の提言・法人市町村民税(法人税割)の標準税率化への要望活動の実施
- ⑤ 地域に根ざした社会貢献活動の実施
- ⑥ 青年部・女性部による租税教育事業の推進強化
- ⑦ 会員福利厚生制度の普及推進



令和3年度第9回木曾法人会通常総会  
(6月3日木曾町文化交流センター)



改選された正副会長  
(6月3日木曾町文化交流センター)

## ● 木曾税務署 人事異動のお知らせ (7月10日付)

### (1) 転出者・転出先

所属	職名	氏名	新所属署	新職名
	署長	河原知之	関東信越派遣 国税庁監察官	主任監察官
総務課	総務課長	大島孝次	関東信越国税局 総務部企画課	課長補佐
調査部門	統括国税調査官	河合通友	伊那税務署 法人課税部門	統括国税調査官

### (2) 転入者・転入先

所属	職名	氏名	旧所属署	旧職名
	署長	矢野直樹	下館税務署	副署長
総務課	総務課長	中村徹	宇都宮税務署 管理運営部門	統括国税調査官
調査部門	統括国税調査官	山浦和裕	松本税務署 調査部門	統括国税調査官

木曽税務署からのお知らせ

## 木曽署における法人税・消費税事務及び源泉所得税事務の一部を対象とした広域運営等の試行について

関東信越国税局においては、税務署における事務の効率的な事務運営を図る観点から、木曽税務署における法人税・消費税事務及び源泉所得税事務の一部を松本税務署で処理する広域運営等を令和3年7月12日(月)から試行的に実施します。

つきましては、木曽税務署管内の納税者等の皆様には、以下の点について、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 木曽税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、松本税務署の職員から電話等により問合せをさせていただくことがあります。
- 木曽税務署の窓口における法人税・消費税及び源泉所得税に関する個別照会については、木曽税務署にて事前予約を受け付けた上で、松本税務署の職員が対応します。  
※個別照会については、関東信越国税局管内の全署において日時指定による事前予約により対応しております。
- 木曽税務署管内で行われる法人税・消費税及び源泉所得税に関する各説明会等については、松本税務署の職員が会場へ赴き説明等を行います。

## 第9回通常総会

# 青年部

青年部総会が5月27日に開催されました。上程された各議案は、全員の承認により可決決定しました。また今年度は、役員改選の年であり、原部長から湯川部長へ引き継がれ、新年度の事業計画において行事等への積極的参加など、会員の結束と連携強化を確認しました。残念ながら、総会後の懇親会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、中止となりました。



また、新年度の事業計画への協力もお願いし水本副部長の「閉会のことば」で、無事総会が終了しました。

## 第9回通常総会

# 女性部

女性部総会は、本会の総会に先立ち、同会場で開催されました。

午後1時30分、古瀬副部長の総合司会により開会、宮地副部長の「開会のことば」に続き小瀬木部長が1年間の女性部事業である絵はがきコンクール事業や社会貢献活動事業への部員の参加と協力に対し、お礼を述べました。



また、新年度の事業計画への協力もお願いし水本副部長の「閉会のことば」で、無事総会が終了しました。

## 青年部が租税教室実施

### — 第3回 青年部租税教室を開催 —

去る6月15日に木曾町立福島小学校・7月6日に木曾町立開田小学校において、青年部の租税教育事業の取り組みとして「租税教室」を行いました。

青年部での租税教室は、3回目ということで、木曾税務署の方にもご協力頂きながら、青年部長と副部長が講師となり税の仕組みを説明し、DVDを活用しながら税金のある暮らしの大切さを伝えました。

子どもたちがひと際盛り上がったのは、やはり1億円のレプリカを見せたり、持ってみたりした時でした。租税教室を通じて、少しでも税について考え、税の大切さを学んでもらえたらと思います。これからも継続事業として青年部員の方々には、ご協力をお願いしたいと思います。

福島小学校



開田小学校



## 女性部ボランティア事業

女性部では、地域社会貢献活動に繋がるボランティア事業として、郡内の介護施設へのタオル・布類の寄贈を行っています。

これは、家庭でお使いにならない新品のタオルや使用済みのタオル等を、介護の現場でご利用頂いているものです。

去る3月29日に王滝村にあるデイサービスセンター様へ小瀬木部長と大畑副部長が行ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をしながら、タオル寄贈を行いました。施設の方から、「大変助かります」との、お言葉をいただき利用者の皆さんに少しでも、お役に立てて頂けることをうれしく思いました。

今後も引き続き実施してまいりますので、女性部の皆様のご協力をお願いします。

新品タオル・使用済タオル・バスタオルなど、お寄せ頂ける方は、女性部役員または事務局までご連絡をお願いします。

(事務局 記)



**木曾町支部 木曾カントリー株式会社** 代表取締役 井口 恒雄

〒397-0302 長野県木曾郡木曾町高原末川 3077  
TEL 0264-42-3311 FAX 0264-42-3315  
mail: yoyaku@kisocc.co.jp

平成21年7月、北野建設から、下諏訪の株式会社 井口での経営となり、今年で12年を迎えます。昨年より、支配人も変わり、そのタイミングにて、木曾法人会への加入となりました。

そばと天然記念物の木曾馬で有名な標高1,100mの開田高原に位置するゴルフ場です。

夏でも雪が残る霊峰御嶽山の眺望がコースから楽しみ、全体のアップダウンが少なくフラットなコースです。吉村順三氏の手掛けた、木曾の風土に溶け込むクラブハウスも自慢の一つです。

お客様が笑顔で過ごせる様従業員一同頑張ってお参りますので、よろしくお願い致します。



**会 員 企 業 の ご 紹 介**

**大桑村支部 栗山木工有限会社** 代表取締役 栗山 弘忠 (四代目)

〒399-5504  
長野県木曾郡大桑村野尻 2271-6  
TEL 0264-55-2134  
FAX 0264-55-4034  
Mail info@kokeraya.com  
https://www.kokeraya.com  
創業：大正元年（1912年）



木曾の良質な木材を求め、この地に辿り着いたのが100年余り前。創業以来、古くから伝わる「板へぎ」の技術を通じて、文化財建造物の修理工事を底辺から支えてまいりました。現在、70代の超ベテラン職人が3名、20代の若手3名、そして、間をつなぐ私を含め7名の職人と、サポートスタッフの女性3名を加えた合

計10名で屋根板製作のすべての工程をこなしています。変わり続ける社会の中で、大切な物を変わず残していく事。私たちは、これからも、木とそして「技」に真っすぐに向き合っています。

# 税金Q&Aコーナー

今回の「税金Q&Aコーナー」第36弾は、令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録が可能となる適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）について説明します。

## Q1 適格請求書等保存方式の概要を教えてください。

**A1** 令和5年10月1日以後、区分記載請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書発行事業者は、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられます。

適格請求書には、区分記載請求書の記載事項に加え、適格請求書発行事業者登録番号（令和3年10月から登録申請の受付開始）、適用税率及び税率ごとに区分して合計した消費税額等を記載する必要があります。

また、インボイス制度導入後6年間（令和5年10月から令和11年9月までの間）は、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

なお、この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

この経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

- ・令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%
- ・令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%

## Q2 適格請求書発行事業者になろうとした場合、どのような手続きが必要ですか。（免税事業者の方はQ4をご覧ください。）

**A2** 適格請求書発行事業者の登録申請書を納税地の所轄税務署に提出する必要があります。

登録申請書は令和3年10月1日から提出することができます。

登録申請書を受けた税務署は、登録拒否要件に該当するか確認した上で、登録した場合にはその旨を事業者に対し書面で通知することとされています。

また、登録申請書は、e-Taxを利用して提出することもでき、この場合、登録通知は、e-Tax（電子データ）で受領することもできます。（登録申請時にe-Tax（電子データ）で受領することについて希望していただく必要があります。）

## Q3 適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日に登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を提出すればよいですか。

**A3** 適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日に登録を受けようとする

る事業者は、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を納税地の所轄税務署に提出する必要があります。

**Q4 免税事業者ですが、適格請求書発行事業者になることはできますか。**

**A4** 可能ですが課税事業者になる必要があります。

免税事業者が適格請求書発行事業者になるためには、消費税課税事業者選択届出書の提出と適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。

ただし、免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となりますので、登録を受けるに当たり、消費税課税事業者選択届出書を提出する必要はありません。

**Q5 適格請求書発行事業者の登録を受けなくてははいけませんか。**

**A5** 適格請求書発行事業者の登録は受けるかどうかは事業者の任意です。

ただし、課税事業者の方が登録を受けなかったとしても消費税の課税義務を免れるわけではありません。また、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができません。このような点を踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

一方で、消費者や免税事業者など、課税事業者以外の者に対する交付義務はありませんので、例えば顧客が消費者のみの場合には、必ずしも適格請求書を交付する必要はありません。免税事業者の方はこのような点も踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

**Q6 登録番号は、どのような構成ですか。**

**A6** 登録番号の構成は、次のとおりです。

①法人番号を有する課税事業者

「T」（ローマ字）＋法人番号（数字13桁）

②①以外の課税事業者（個人事業者、人格のない社団等）

「T」（ローマ字）＋数字13桁（13桁の番号には、マイナンバー（個人番号）は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号となります。）

**Q7 適格請求書等保存方式に関する申請書等の様式はどのように入手できますか。**

**A7** 令和3年10月1日以降に受付を開始する適格請求書等保存方式に関する申請書等の様式については、国税庁ホームページ（インボイス制度の特設サイト内「申請手続」）に公開されており、出力することが可能となっています。

## 一般社団法人 木曾法人会役員名簿

令和3年6月3日改選

役職名	役員氏名	事業所名
会長	大沢 謙一	(株)名工土木
副会長	千村 孝男	(有)やまか
//	砂山 千春	(株)あい愛
//	野原 廣平	(有)野原工芸
//	青木 孝尚	木曾土建工業(株)
//	田口 直幸	田口建材工業(株)
理事	家高 敏彰	(株)卯野薬房
//	倉本 幸一	倉本建設(株)
//	奥村 建吉	木曾オールプリント(株)
//	進藤 賢一	(株)甲州屋
//	古畑 明	上松電子(株)
//	山田 弘	山田印刷(株)
//	依馬 邦夫	(株)エマ商会
//	山田 新一	山田工業(株)
//	奥谷 俊和	(有)奥谷木工所
//	下起 学	(有)岐蘇シャッター
//	湯川 寛人	マルオカ工業(株)
//	上越 穂高	(有)ユープリント
//	小瀬木礼子	(有)小瀬木木工所
//	古瀬 早苗	(有)フルセ工業
監事	佐々木正樹	(株)木曾駒ミクロ
//	下島真一郎	(有)下島木工
顧問	青木 一	前法人会長

## 青年部役員名簿

令和3年5月27日改選

役職名	支部名	役員氏名	事業所名
部長	木祖村	湯川 寛人	マルオカ工業(株)
副部長	木曾町	下條 一治	(株)くるまや
//	上松町	大沢 聡	(株)大沢商店
//	南木曾	杉山 一樹	大宗土建(株)
//	木祖村	奥谷 俊和	(有)奥谷木工所
//	大桑村	上越 穂高	(有)ユープリント
幹事	木曾町	高沢 嘉一	(株)高沢モータース
//	//	大西 毅	(有)大西商会
//	//	南 俊三	(株)中善酒造店
//	上松町	砂山 右近	山一建設(株)
//	//	町野 洋	(有)町野産業
//	南木曾	森 正人	三留野土建(株)
//	木祖村	西野 寛樹	西野建築(株)
//	大桑村	寺嶋 英治	(株)寺嶋建築
監事	上松町	原 俊之	(有)原文具店
//	木祖村	青木 孝尚	木曾土建工業(株)

## 女性部役員名簿

令和3年6月3日改選

役職名	支部名	役員氏名	事業所名
部長	大桑村	小瀬木礼子	(有)小瀬木木工所
副部長	木曾町	大畑 淳子	(株)オオハタスポーツ
//	上松町	古瀬 早苗	(有)フルセ工業
//	南木曾	松瀬 康子	(有)松瀬工務店
//	木祖村	小林 幸美	(有)小林建設
//	大桑村	土原貴美子	(株)金子組
幹事	木曾町	千村久仁子	(有)やまか
//	//	小林利恵子	(有)マスタード
//	//	松岡 恵	(有)松岡新聞店
//	//	林 <に>子	大林工業(株)
//	上松町	田口 康子	(有)田口宇太郎商店
//	//	長瀬 篤子	上松陸送(株)
//	南木曾	伊藤まつみ	(有)土生都組
//	//	古澤 道子	三留野土建(株)
//	//	中島ヒロ子	(有)中島石油店
//	木祖村	水本 美浩	木曾土建工業(株)
//	//	鳥屋窪正子	日野製菓(株)
//	大桑村	半場 純子	(有)半場板金工業
//	//	宮地 美幸	(株)宮地組
//	//	木下 景子	(株)木下工業
監事	木祖村	湯川 洋子	(株)湯川酒造店
//	大桑村	野高とみ子	(有)野高モータース

### 令和3年度 全法連功労者表彰

県連より、本年度の全法連功労者表彰が伝達されました。

木曾法人会からは1名の方が受賞されました。

副会長・組織委員長

千村 孝男 氏

(有限会社 やまか)

おめでとうございます。

# 委員会 委員名簿

令和3年6月～令和5年6月

## 総務委員会

役職名	支部名	氏名	法人名
担当役員	会長	大沢 謙一	(株)名工土木
委員長	上松町	依馬 邦夫	(株)エマ商会
委員	木曽町	児野 政明	(株)岩屋本店
//	//	三浦 健	(株)霧しな
//	南木曾	中村 敏也	(有)中村木工所
//	木祖村	奥原 史典	奥原建設(有)
//	大桑村	下起 学	(有)岐蘇シャッター
//	青年部	湯川 寛人	マルオカ工業(株)
//	女性部	小瀬木礼子	(有)小瀬木木工所
//	//	田口 康子	(有)田口宇太郎商店

## 組織委員会

役職名	支部名	氏名	法人名
担当役員	副会長	千村 孝男	(有)やまか
委員長	木曽町		
委員	//	原 隆司	アルプス物産(株)
//	//	大家 考助	(有)御嶽給油所
//	上松町	下島真一郎	(有)下島木工
//	南木曾	志水 弘樹	志水木材産業(株)
//	木祖村	平井 明人	(有)藪原製材所
//	大桑村	平島 徹	(株)管建工業
//	青年部	下條 一治	(株)くるまや
//	女性部	鈴木美代子	大宗土建(株)
//	//	小林利恵子	(有)マスタード

## 研修委員会

役職名	支部名	氏名	法人名
担当役員	副会長	田口 直幸	田口建材工業(株)
委員長	上松町	山田 弘	山田印刷(株)
委員	木曽町	伊藤 唯一	松本ツアーサービス(株)
//	//	海老沢 将	(株)エビスワ
//	南木曾	山田 新一	山田工業(株)
//	木祖村	林 孝	(有)林クリーニング店
//	大桑村	桶野 直紀	木曽地域振興(株)
//	青年部	奥谷 俊和	(有)奥谷木工所
//	女性部	大畑 淳子	(株)オオハタスポーツ
//	//	土原貴美子	(株)金子組

## 広報委員会

役職名	支部名	氏名	法人名
担当役員	副会長	青木 孝尚	木曽土建工業(株)
委員長	木祖村		
委員	木曽町	川合 潤吾	七笑酒造(株)
//	//	森本 剛士	(株)森本建設
//	上松町	鈴木 光男	(有)三和設備
//	南木曾	土生都立美	(有)土生都組
//	大桑村	中島 昇	(株)晃仙設備
//	青年部	上越 穂高	(有)ユープリント
//	女性部	古瀬 早苗	(有)フルセ工業
//	//	小林 幸美	(有)小林建設

## 厚生委員会

役職名	支部名	氏名	法人名
担当役員	副会長	砂山 千春	(株)あい愛
委員長	木曽町	家高 敏彰	(株)卯野薬房
委員	//	佐々木正樹	(株)木曽駒ミクロ
//	上松町	田尻 芳樹	(有)田尻
//	南木曾	青木 弘和	(有)アララギ青木商会
//	木祖村	西野 寛樹	西野建築(株)
//	大桑村	宮地 利明	(株)宮地組
//	青年部	杉山 一樹	大宗土建(株)
//	女性部	林 くに子	大林工業(株)
//	//	烏屋窪正子	日野製薬(株)

## 税制委員会

役職名	支部名	氏名	法人名
担当役員	副会長	野原 廣平	(有)野原工芸
委員長	木曽町	進藤 賢一	(株)甲州屋
委員	//	角屋 岳人	(有)三ツ星電気商会
//	上松町	砂山 右近	山一建設(株)
//	南木曾	下垣外輝久	南木曾発条(株)
//	木祖村	石黒和佳子	日野製薬(株)
//	大桑村	金澤 均	(有)金澤建装
//	青年部	大沢 聡	(株)大沢商店
//	女性部	伊藤まつみ	(有)土生都組
//	//	宮地 美幸	(株)宮地組

## 4月

- 14日 県連 組織委員会 (リモート参加)  
法人税・消費税決算説明会  
(木曾町文化交流センター)
- 16日 令和2年度会計・業務監査会  
(法人会事務所)  
正副会長会 (木曾建設会館)
- 23日 木祖村支部総会 (木工文化センター)
- 27日 第1回 税制委員会 (法人会事務所)

## 5月

- 11日 理事会 (木曾建設会館)
- 12日 県連 研修委員会 (リモート参加)
- 14日 大桑村商工会総会 (商工会館)
- 18日 県連 広報委員会 (リモート参加)
- 20日 南木曾支部総会 (商工会館)
- 27日 第9回青年部通常総会  
(木曾建設会館)
- 28日 木曾町支部総会 (商工会館)

# 事務局日誌



## 6月

- 3日 第9回通常総会・第9回女性部通常総会  
(木曾町文化交流センター)
- 9日 生活習慣病予防健診  
(木曾町文化交流センター)
- 10日 法人税・消費税決算説明会  
(木曾町文化交流センター)
- 15日 青年部租税教室 (福島小学校)  
県連理事会 (松本市)  
県連事務局長会議 (松本市)
- 16日 木曾郡租税教育推進協議会定期総会  
(上松町役場)
- 22日 上松町支部総会 (上松町役場)



税 国税庁

事業者の  
みなさまへ

令和5年10月1日から  
消費税の仕入税額控除の方式として  
**「適格請求書等保存方式」**  
(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

**インボイスを交付する事業者となるには  
事前に登録申請が必要です!**

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】

登録申請は、**e-Tax**をご利用いただくと  
手続きがスムーズです。

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度について

**専用ダイヤル**

【フリーダイヤル】0120-205-553  
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

特設サイトへ

詳しくお知りになりたい方は | 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。